

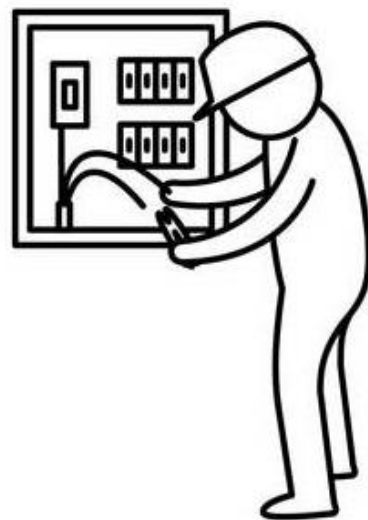
事業主を狙った勧誘が増えています クーリング・オフはできないので注意しましょう！

消費生活センターでは、消費者からの相談を受けていますが、最近自営業者や商店主からの問い合わせが続きましたのでご注意ください。

事例

農家をしているが、自宅に「電気供給事業者が電気の見直しをしている」と電子ブレーカー業者が訪問してきた。事業者を納屋に案内すると、「契約より実際の容量が多いので違法だ」、「うちの電子ブレーカーを使えば安く利用できる」と言われて契約した。

翌日、電気供給事業者を確認の連絡をすると「その事業者とは全く関係ない」と言われた。ブレーカーの設置前なので解約したいと事業者に連絡したところ、10万円の違約金が掛かると言われた。どうしたらよいか。



アドバイス

- 「〇〇から頼まれた」などと勧誘してくる場合があります。すぐに契約せずに、電気供給事業者を確認するなど慎重に判断しましょう。
- 契約当事者が事業主の場合は、商行為とみなされクーリング・オフ（無条件で解約）が適用されません。
- 困ったときは、消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

